

漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の行政処分について

(平成13年3月30日付け12水港第4829号水産庁長官通知)

最終改正 平成31年4月1日付け30水港第2629号

このことについて、漁港法の一部を改正する法律（平成12年法律第78号。平成13年4月1日施行。）による漁港法（昭和25年法律第137号）の一部改正により、従来、農林水産大臣が行ってきた漁港法に規定する漁港の維持管理に係る許認可等の行政処分については、今後は、漁港管理者である地方公共団体が行うこととされたところである。

このため、今後は、漁港管理者である地方公共団体の主体的な判断により、当該許認可等の行政処分が行われることとなるが、今後の当該事務の参考として、別添のとおり、法改正前の従前の当該許認可等に係る基準について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づく技術的な助言として通知するので、御了知願いたい。

また、関係市町村長に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

なお、「漁港法の一部を改正する法律、漁港法施行令の一部を改正する政令および漁港法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(昭和47年7月31日付け47水港第5983号水産庁長官通知)、「漁港法第39条第7項第2号に規定する「当該漁港の利用を著しく阻害しないもの」について」(平成3年5月21日付け3水港第2128号水産庁長官通知)、「漁港の区域内における公有水面の埋立て認可申請に関する事務取扱いについて」(平成3年5月21日付け3水港第2129号水産庁長官通知)及び「係留施設等漁港施設の処分の取り扱いについて」(平成11年3月31日付け11水港第567号水産庁長官通知)については、平成13年3月31日をもって廃止するので御了知願いたい。

(別 添)

従前の漁港漁場整備法における漁港の維持管理に係る許認可等の基準

1. 漁港漁場整備法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく漁港施設の処分の許可の基準
 - (1) 漁港は、区域内の各種の施設が相互に関連しつつ総合体として機能するものであるため、処分する施設が単一の施設であっても、当該処分による漁港機能全般に与える影響について十分配慮がなされており、次の各号の一に該当するものであること。
 - ① 漁港施設の効用を増進する目的で行う場合
 - ② ①以外の施設の処分のうち、本来の用途又は目的を妨げない限度においてする場合
 - (2) なお、漁業活動の省力化・効率化に資するための荷役機械、給氷施設及び給油施設（以下、「荷役機械等」という。）の設置に係る係留施設等漁港施設の処分については、許可があったものとして取り扱うこととして差し支えない。この場合、荷役機械等の設置により処分される施設が本来の用途又は目的を妨げないものとなるよう十分配慮するものとする。
2. 法第38条第1項の規定による漁港施設の利用の方法、利用料の料率の認可・変更の認可の基準
 - (1) 漁港施設の利用の方法、利用料等の料率については、漁港管理者が行う通常の管理行為と均衡が保たれ、漁港の利用の秩序が維持できるものであること。
 - (2) 利用料等は、収益性を求めず、次に掲げる事項を考慮したものが設定されていること。
 - ① 近傍類地の地代等
 - ② 近傍の民間施設の経営を圧迫しない範囲
 - ③ 借入資金の返済等を含めた収支計画
 - (3) 公共的施設の性格を有する必要性があることから、利用料等の見直し期間の設定（原則2ヶ年）がなされていること。
3. 法第39条第1項の規定に基づく漁港の区域内の水域又は公共空地における行為の許可等の基準
 - (1) 許可の期間
許可の期間は、原則として10年以内とし、当該行為の目的、場所、面積、数量、方法等を考慮して適正なものとする。
 - (2) 行為の場所等
 - ① 行為の場所は、当該行為により漁港の区域内における公益の目的のためにする工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、

汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用の計画、漁港漁場整備長期計画の内容、その他漁港施設若しくは海岸保全施設等の整備事業計画、公有水面埋立計画（以下「漁港漁場整備計画等」という。）に著しい影響を及ぼすおそれのない区域であること。

- ② 行為の場所は、当該行為により漁港施設の維持管理、利用若しくは漁港整備計画等に基づく漁港漁場整備事業その他漁港の整備に関する事業の実施に著しく障害を及ぼすおそれのない区域であること。
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該行為により漁港の維持管理又は海岸の管理に著しく支障を及ぼすおそれのない区域であること。
- ④ 当該行為が汚水の放流又は汚物の放棄の場合には、その場所、汚水の水質及び濃度ごとの数量若しくは汚物の種類ごとの数量等からみて、次の各号に該当するものであること。
 - ア 当該漁港の機能に障害を及ぼさないこと。
 - イ 生活環境に著しい悪影響を及ぼさないこと。
 - ウ 人の健康に悪影響を及ぼさないこと。

なお、上記イ及びウの許可基準については、公害担当部課と協議をし、当該漁港の水域と類似の指定水域に係る水質基準を参酌するとともに、当該漁港及び関連水域の自然的社会的条件を勘案して定めることとし、汚水の放流について、他の法令等の規定に基づき、許可等の処分を受け又は届出をしている場合には、当該許可又は届出の内容を勘案して法第39条第1項の許可を行うものとする。

（3）面積、数量

当該行為の面積、数量は、その漁港の水域又は公共空地の維持管理、利用、漁港施設等の整備、発展の状況との関連において行為の種類、目的、期間、方法等を総合勘案して適正なものであること。

土砂の採取については、特に当該漁港の自然的条件、採取の場所の土砂の賦存量、生産の状況、申請者の設備能力、技術能力、公害防止施設の状況等を総合審査することとし、災害防止等の見地からみて過大な量とならないようなものであること。

（4）行為の方法等

- ① 当該行為が占有である場合
 - ア 永久又は半永久工作物（公共施設であるものを除く。）の建設又は改良を目的とするものでないこと。
 - イ 目的、場所、規模（延長、幅員、面積、その他の規模、数量）、構造（様式、型式、主要用材、その他の構造）、工作物の能力からみて適正なものであること。
- ② 当該行為が土砂採取の場合
 - ア 土砂採取の方法（機械掘りの場合は使用機械の種類、型式、能力等手掘りの場合は従事する人員等）、採取した土砂の堆積保管、洗浄又は運搬の方法等が、土砂の採取の場所、採取数量等からみて適正なものであ

ること。

イ 土砂採取のための掘削の深さが、場所、周囲の施設の状況等からみて適正なものであること

ウ 土砂採取を行う時間が、漁港の利用等に著しい障害を及ぼすおそれのない時間であること

(5) 法第39条第4項の協議について

国の機関又は地方公共団体は、法第39条第4項の規定により同条第1項の行為につきあらかじめ漁港管理者に協議して協議が整えば足りることとなるが、行為の内容と特殊事情によって、法第39条第1項の許可を受ける必要が生じた場合は、許可を受けることを妨げないものとする。

(6) 漁港の区域と港湾区域若しくは港湾隣接地域（以下「港湾区域等」という。）又は河川区域とが重複する区域における取扱いについて

① 漁港の区域と港湾法（昭和25年法律第218号）第3条ただし書の港湾の港湾区域等又は河川法（昭和39年法律第167号）第6条の河川区域とがそれぞれ重複する区域については、それぞれ港湾法第37条第1項の許可又は河川法第23条、第24条、第25条、第26条若しくは第27条の許可と法第39条第1項の規定による許可を要することとなるので、法第39条第1項の規定による許可を行うに当たっては、当該港湾管理者の長又は河川管理者と十分調整をとつたうえで行うものとする。

② また、土砂採取料又は占用料については、従来の港湾法第37条の規定又は従来の河川法第32条の規定の施行の経過にかんがみ、港湾管理者の長又は河川管理者のみが港湾法第37条第4項の規定又は河川法第32条第1項の規定により徴収することとし、二重に法第39条の5第1項の規定によりこれを徴収することはしない扱いとしてきており、今後も、国民の負担の軽減の観点から従来の取扱いを踏襲することが望ましいが、関係する港湾管理者又は河川管理者と協議して取扱いを変更することは差し支えないこととする。

(7) 漁港の区域と海岸法第3条第1項の規定により指定された海岸保全区域との重複する区域とが重複する区域における取扱いについて

① 法第39条第1項の行為の許可と海岸法第7条第1項の許可は、漁港漁場整備法と海岸法の許可の観点は異なることから、漁港漁場整備法及び海岸法の双方の許可が必要となること。

② また、公共空地における占用料については、従来、海岸管理者が海岸法第11条の規定により徴収することとし、二重に法第39条の5第1項の規定によりこれを徴収することはしない扱いとしてきており、今後も国民の負担の軽減の観点から、従来の取扱いを踏襲することが望ましいが、取扱いを変更することは差し支えないこととする。

4. 漁港法第39条第8項に基づく、漁港の区域内における公有水面の埋立てに係る漁港管理者の同意の基準

(1) 「漁港施設用地利用計画策定要領について」(平成25年2月28日付け24水港第3043号水産庁長官通知。以下「利用計画策定要領」という。)別紙の第5又は第6の規定により水産庁に届出した漁港施設用地利用計画に基づき利用計画策定要領別紙の第2に掲げる用地を造成する埋立てであること。

(2) 漁港の利用上又はその維持管理上必要な漁港施設又はその施設計画のない位置にある埋立であって次に掲げるもの

① その埋立てが当該漁港の管理上又は利用上必要な泊地、航路、海峡、堀割、狭水道、水路又は運河の埋立てであって、波浪、水流、水深、砂の移動若しくは砂の堆積に著しい変動を及ぼす恐れがないか、又は漁船の航行若しくは停係泊に著しい支障がないものであること。

② その埋立てが当該漁港の係留施設(防波堤、護岸、堤防等で係留又は荷役の用に供するものを含む。)若しくは漁業者の利用する陸域(漁港施設用地で公共施設用地であるものを含む)に接して行われるか、又は距離が近いこと等であって、当該漁港における漁船の航行、停係泊等漁港の利用若しくは土地の利用に著しく変動を及ぼすおそれがないか、又は係留施設の周辺の波浪の収れん、衝突を助長し、若しくは砂の移動、砂の堆積を生じさせるおそれがないものであること。

③ その埋立てがその漁港の区域内における河川の流域又は河口付近の埋立てであって、河水、波浪の作用、砂の移動若しくは砂の堆積に著しく影響を及ぼすおそれがないか、又は漁船の航行若しくは停係泊に著しく影響を及ぼすおそれがないもの

④ 漁港整備計画又は漁港関係国庫補助事業に採択されている漁港の区域内における工業用地、農業用地、宅地、道路、発電所用地、観光施設その他の土地の造成を目的とする埋立てであって、漁港関係国庫補助事業の計画における漁港施設の位置(区域)、計画法線、事業量その他の漁港の利用の計画又は利用方法に著しい変動を及ぼすおそれがないものであること。

(3) 第8項第3号で規定する。「当該漁港の利用を著しく阻害しないもの」とは、(1)又は(2)に該当するものとする。